

令和3年度 江南市プレミアム付商品券「藤花ちゃん商品券」よくある質問Q&A

(令和3年4月30日作成)

《一般消費者向け》

Q1. 商品券の発行総額と発行冊数はどのくらいですか？

A. 発行予定総額は7億5,750万円（プレミアム分2億5,250万円）、発行総冊数は10万1,000冊となっています。

Q2. 1冊あたりの金額はいくらですか？

A. 1冊あたり5,000円です。

(500円の15枚綴りで7,500円分ご利用できます。※2,500円がプレミアム分（50%）です。)

Q3. 「藤花ちゃん商品券」はいつまで使えますか？

A. ご利用有効期限は令和3年7月5日（月）から11月30日（火）までとなります。
有効期限を過ぎるとご使用できなくなりますので、ご利用の際はご注意ください。

Q4. 「藤花ちゃん商品券」はどこで購入できますか？

A. 販売日・販売場所等については下記のとおり実施します。

I. 1次販売（引換販売）

【販売期間】 令和3年6月24日（木）～7月15日（木）（土日・祝日のぞく）

【販売場所】 江南市内郵便局（10カ所）

①江南郵便局 ②江南布袋郵便局 ③宮田郵便局 ④草井郵便局

⑤江南東野郵便局 ⑥江南高屋郵便局 ⑦江南藤丘郵便局

⑧江南宮後郵便局 ⑨江南古知野郵便局 ⑩江南五明郵便局

◎販売時間 平日 午前9時～午後5時

※ただし、江南郵便局のみ 平日 午前9時～午後7時

◇平日にお越しただけない方のために、7月4日（日）のみ、Home&nico
ホール（江南市民文化会館）でも販売します。

・販売時間：10時～15時 ・販売場所：大ホール ・販売数：10,000冊

【購入対象者】 江南市民

(江南市内に住民登録している江南市民一人に対し、商品券の引換券となる購入
引換券1枚を6月下旬に一斉郵送します。)

【購入限度数】 ひとり1冊まで購入することができます。

II. 2次販売（抽選販売：引換販売後、残数があつた場合）

【販売期間】 令和3年9月1日（水）～9月15日（水）（土日・祝日のぞく）

【販売場所】 江南市内郵便局（上記の10カ所）

【販売時間】 平日 午前9時～午後5時

※ただし、江南郵便局のみ 平日 午前9時～午後7時

【購入対象者】 市内外問わず購入可能とします。

【購入限度数】 残数により、購入限度数を調整して、抽選販売

【その他】 詳細な内容については、後日、市広報や商工会議所のホームページ等でお知らせ
します。

Q5. 「藤花ちゃん商品券」はどこで使えますか？

A. 江南市内の藤花ちゃん商品券取扱店（使用可能店舗）で使用可能です。

取扱店の情報は、ホームページの到着情報で検索するか、のぼり・チラシからご確認ください。

または、江南商工会議所までお問い合わせください。

Q6. 「藤花ちゃん商品券」はどのような種類があるの？

A. 取扱店全店で使える全店共通券と取扱店のうち大型店以外のお店で使える中小店専用券の2種類です。なお、商品券1冊あたり15枚綴りで、その内訳が全店共通券10枚、中小店専用券5枚です。

Q7. 「藤花ちゃん商品券」の種類をすべて全店共通券にできないのか？

A. 商品券を発行する目的は、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた市内の商業者を支援するものです。利用されるお客様からすると、すべて全店共通券にしたほうがよいと考えられるかもしれませんが、それでは大型店などへの利用が集中してしまいます。市内に根ざすお店にも分配したいという考えで、中小店専用券を設けておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

Q8. 「藤花ちゃん商品券」の冊子から1枚ずつ切り取っていいですか？

A. 金額とその取扱店が使用できる商品券に応じて切り取ってお使いください。なお、誤って取扱店控も切り取ってしまった場合は、その取扱店控えも含めて、使用される店舗にお渡しください。

Q9. 「藤花ちゃん商品券」が冊子から外れてしまった場合、使用できますか？

A. 使用できます。

Q10. 未使用の商品券「藤花ちゃん商品券」の払い戻しは出来ますか？

A. 払い戻し、返金対応はできません。使用可能期間内に取扱店でご使用ください。

Q11. 「藤花ちゃん商品券」を紛失してしまいました。

A. 商品券は、いかなる場合も再発行はできません。大切にお取り扱いください。

Q12. 汚損した「藤花ちゃん商品券」の対応は？

A. 交換はできませんが、次の条件を満たせばそのまま使用できます。

- ・ 通し番号が確認できること
- ・ 券面の面積が5分の4以上残っていること

Q13. 「藤花ちゃん商品券」使用時におつりはできますか？

A. おつりは出ませんのでご注意ください。額面以上のお買い物時にご使用ください。

Q14. 「藤花ちゃん商品券」購入時に電子マネーやクレジットカードは使用可能ですか？

A. 商品券購入は、現金のみになります。

購入引換券と現金をもって販売場所へお越しください。

Q15. 「藤花ちゃん商品券」購入時に、本人以外でも購入することは可能ですか？

A. 郵便局で購入する際に、窓口に来られた方と、購入引換券の名義が異なる場合でも、購入することは可能とします。その際も、購入に必要なもの（購入引換券 と、購入金額分の現金）を必ずお持ちください。

Q16. 江南市内に住民登録していて、1次販売の購入引換券が届かない場合、どうしたらいいか？

A. 1次販売の引換期間内に江南市役所商工観光課（0587-54-1111）までお問い合わせください。

Q17. 「藤花ちゃん商品券」をお店で使用する時に、一人の方が家族人数分の商品券をまとめて使用することは可能ですか。

A. ご家族分の商品券をまとめて使用することは可能とします。新型コロナウイルス感染症予防のため、家族の代表者1名が家族分をまとめて購入するなど、販売場所に人が密集しないようにご協力ください。

Q18. 「藤花ちゃん商品券」は売り切れることはありますか？

A. 商品券は対象となる方全員分を用意しています。ただし、郵便局によっては在庫が切れている場合もございますので、その際には他の郵便局で購入していただく場合もございます。

◎その他、注意事項など

- ・商品券は、譲渡や転売等はできません。また現金に換えることはできません。
- ・租税公課や保険料、たばこ、労務の提供など、商品券での購入、支払いができないものがありますので、お問い合わせください。また、取扱店が使用対象外としているものにつきましては、取扱店の方針に従ってください。
- ・商品券を偽造、複製することは禁止します。

[購入時の注意点]

- ・購入引換券をお持ちの方は、引換販売期間中は、十分用意していますので、必ず購入できますので、余裕を持ってお越し下さい。
- ・来られる際は、マスク着用等、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策にご理解とご協力をお願いいたします。

[使用時の注意点]

- ・お店に行き、商品券を使用される際も、マスク着用等、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策にご理解とご協力をお願いいたします。

《取扱店向け：使用期間等は、消費者向けのQ&Aを参照ください。》

Q1. 「藤花ちゃん商品券」が冊子から外れてしまった場合は使用できますか？

A. 使用できます。商品券を受け取ったさい、今年の商品券かどうかと商品券の裏面Noを確認してください。

Q2. 「藤花ちゃん商品券」を使用する際の上限金額はありますか？

A. 特に上限は設けていません。

Q3. 取扱店の登録資格は何かありますか？

A. 江南市内に営業拠点をお持ちで本事業の趣旨を理解いただき、取扱いを希望される事業所で、下記の対象にならない事業所であれば登録できます。

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条の適用を受けているもの。

○暴力団等の反社会勢力が関係する店舗。

○江南市外の店舗。

○その他、江南商工会議所が別に定める業種に属する店舗。

Q4. 「藤花ちゃん商品券」の取扱店登録期間はいつからいつまでですか？

A. 令和3年4月19日（月）～5月31日（月）までとなっています。

5月7日（金）までに申請された場合は、取扱店一覧表のチラシ及び当ホームページに掲載いたします。5月8日（土）以降に申請いただいた場合は、ホームページのみの掲載となります。

Q5. 市内で複数店舗経営している場合は店舗ごとに登録するのですか？

A. お手数ですが、店舗ごとに申請書を提出してください。

Q6. 大型店の区分は？

A. 店舗の売場面積が1,000㎡以上の場合を大型店となります。また、江南市内に複数店舗のある事業所で、複数店舗の総売場面積が1,000㎡以上の場合につきましても大型店扱いとなり、全店共通券のみの使用となります。

Q7. 取扱店に登録するには費用がかかりますか？

A. 登録料や商品券の換金手数料等の費用は一切かかりません。

Q8. 取扱店申込後はどのように登録されるのですか？

A. 江南商工会議所にて登録確認を行い、確認後、取扱店説明会案内をお送りします。

取扱店説明会時に、周知グッズ（チラシ・ポスター・のぼり・取扱店登録証・換金依頼書）をお渡しします。

取扱店説明会に出ることができない事業所へは、周知グッズ等を会議所まで取りに来ていただきます。その時に、取扱店説明会資料一式もお渡しします。

Q9. お店の所在地など変更があった場合や換金口座を変更したい場合はどうすればよいですか？

A. 変更届を記入し、江南商工会議所へ提出してください。なお、換金先を変更する場合は、変更届を受け取ってから江南商工会議所が金融機関へ連絡してから換金が開始となります。

Q10. お客様から回収した商品券はどのように換金するのですか？

A. ①取扱店登録申請書のなかに、江南市内の商品券換金取扱金融機関のなかの入金を希望する口座番号を記入する場所があるので、記入して頂き、通帳番号のわかるコピーとともに申請していただきます。

②商品券を換金する場合は、換金期間内に口座を有する江南市内の商品券換金取扱金融機関に使用済商品券（取扱店名の記入あるいは押印等がない商品券は換金が出来ません。）と商品券換金依頼書（取扱店説明会でお渡しします。）を提出するときに、取扱店登録証を提示し、金融機関から控えをもらいます。

③換金支払サイクルに従いまして、金融機関から入金指定先の口座へ入金されます。

Q11. 江南市内に商品券換金取扱金融機関に口座を持っていない場合はどうしたらいいですか？

A. 江南商工会議所までお問い合わせください。

Q12. 換金手数料は必要ですか？

A. 必要ありません。

Q13. 換金できる期間に定めはありますか？

A. 換金可能期間は、令和3年7月7日（水）～12月14日（火）までです。

最終の換金期間を経過した後は、商品券を一切換金することはできませんので、ご注意ください。

Q14. 換金取扱金融機関の窓口で現金で換金してもらうことはできませんか？

A. 原則、口座への入金のみとなります。

Q15. 令和2年度の「藤花ちゃん商品券」は使用できますか。

A. 使用期間外のため、使用できません。商品券を受け取る際、令和3年度の商品券であることを十分に注意して受け取ってください。万が一、令和2年度の商品券を受け取ってしまった場合は、換金できません。

Q16. 「藤花ちゃん商品券」の取扱店欄に既に店舗名称が記入されていますが、こうした商品券は使用できますか。

A. 既に使用済みであるため、使用できません。商品券を受け取る際、十分に注意してください。万が一、受け取ってしまった場合は、換金できません。

Q17. 「藤花ちゃん商品券」を使用して商品を購入された方が持ち帰ってみると、商品が不良品でした。返品に来た場合は、藤花ちゃん商品券を返すのでしょうか？

A. 他の商品との交換のみ可能です。商品券との現金との交換は禁じられていますので、現金返還による返品はできません。また、裏面に既に取扱店舗の名称が記載された商品券は、使用済みのものとして使用できませんので、商品券による返品もできません。なお、商品の不良等による返品でのお客様とのトラブルについては、江南商工会議所では一切関与いたしませんので各取扱店にて適切な対応をお願いします。

Q18. 予約して商品を注文するさい、その代金を「藤花ちゃん商品券」で支払うことはできますか。

A. できます。ただし、キャンセル時に返金ができない点にご注意ください。Q17.にも記載のとおり、他の商品との交換のみ可能です。なお、お客様とのトラブルについては、江南商工会議所では一切関与いたしませんので各取扱店にて適切な対応をお願いします。

Q19. 事業者間の取引に「藤花ちゃん商品券」を使用することはできますか？

A. 事業の趣旨が個人消費の喚起であることを踏まえ、事業者間の取引に使用することはご遠慮ください。

Q20. 期限を過ぎた商品券を受け取った場合の扱いはどうなるのでしょうか？

A. 期限を過ぎた商品券は使用できませんので、期限の確認をお願いします。

商品券使用期間：令和3年7月5日（月）～11月30日（火）

◎その他、注意事項など

・ホームページ上や取扱店説明会に配布する「藤花ちゃん商品券」取扱要項を遵守してください。